**乳がんマンモグラフィ検診精度管理調査票について**

**資料１－１**

**１　これまでの経過**

（１）平成１６年３月「がん検診に関する検討会」におけるマンモグラフィによる検診を原則とすべきという提案を受けて、平成１６年４月に「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正され、乳がん検診について乳房エックス線撮影が実施方式として示された。

（２）マンモグラフィ検診機関の医師、技師及び施設の技術や管理体制に問題があるとして、委員提案のもと府内全体の精度管理の向上を目的に精度管理小委員会を設置し、検診実施機関向けに独自の調査票を作成、部会での承認を経て平成１９年度より府の事業評価チェックリストとして使用されている。

**２　質問項目について**

（１）マンモグラフィ精度管理中央委員会（現日本乳がん検診精度管理中央機構）の示す基準等に基づいて設定された設問が多く見られた。

（２）各医療機関の回答を集計する中で、無回答が多い設問や、質問の解釈が医療機関によって異なっている設問が見られた。

（３）医師・技師に関する設問等において、個人情報保護の観点から改善が必要と思われる項目が見られた。

（４）府の事業委託先である大阪がん循環器病予防センター精度管理センターと情報共有する旨の記載がなかった。

**３　提案**

　　マンモグラフィは撮影・読影ともに特に技術力の必要な検診であるため、撮影・読影の認定医師及び技師の有無や装置の設置状況等の把握が重要である。検診精度の維持・向上のため今後も調査票により実態の把握を継続していくにあたり、検診実施機関がより回答しやすく府においても活用のしやすい内容にすることを目的として、調査票の見直しを行う。

**４　主な改正点**

（１）調査内容について、大阪府の事業委託先であるがん循精度管理センターと共有する旨を記載する。

（２）「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について　報告書」（平成20年3月がん検診事業の評価に関する委員会：厚生労働省老健局）による「乳がん検診のためのチェックリスト

（別紙参照）」の項目と比較し、府独自の調査票にない項目を追加する。（例：受診者への説明の質問項目、実施主体への集計・報告についての質問項目等）

（３）その他は別添資料１－２のとおり。